

厚木市

■住宅購入支援

制度名	勤労者住宅資金利子補給制度
URL	http://www.city.atsugi.kanagawa.jp/shiminbenri/kurasi/koyou/shien/yuushi/p004145.html
対象	<p>■対象となる方 以下の条件をすべて満たしていることが必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内に自ら所有し、居住する住宅の新築、購入、増改築をする方 ・事業所に勤務する勤労者 <p>■対象となる融資 住宅の新築、購入、増改築のため、中央労働金庫の神奈川県内の支店から借り入れた融資の利子の一部を補給します。 ※その他、一定の要件があります。</p>
制度内容	<p>以下の条件で利子を補給します。</p> <p>利子補給対象限度額：住宅資金のうち500万円以内 利子補給額：借入金、借入利率に応じて市で算出した額（補給利率上限は3%）と実際に支払った利子額の2分の1の額を比較していずれか低い額 補給期間：返済を始めた月から60ヶ月以内</p>
申し込み期間など	特段の定めはありません。
備考	手続き、必要書類、その他要件の詳細などは担当部署にお問い合わせください。
担当部署と連絡先	産業振興部 産業振興課 勤労者支援係 046-225-2585

■家賃助成

制度名	母子家庭等家賃助成
URL	http://www.city.atsugi.kanagawa.jp/shiminbenri/kosodatekyoiku/kosodate/josei/shien/d013057.html
対象	<p>■対象となる方 以下の要件をすべて満たす方</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 配偶者のないもので、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童と同居し、かつその児童を養育している方 2. 市内に住所を有している方 3. 家賃月額が1万円以上6万円以下の方 4. 前年の所得が一定額以下である方 5. 生活保護法の住宅扶助を受けていない方
制度内容	助成金額は家賃月額による。
申し込み期間など	支給は、申請月の分から
備考	助成の対象などには一定の要件があります。手続き、必要書類、その他要件の詳細などは担当部署にお問い合わせください。
担当部署と連絡先	こども未来部 子ども家庭課 母子支援係 046-225-2241

■改修助成	
制度名	木造住宅の耐震診断及び耐震改修工事の補助制度
URL	http://www.city.atsugi.kanagawa.jp/shiminbenri/machiit/kaihatsu/ihan/taisin/p002196.html
対象	<p>■対象となる住宅 以下の条件をすべて満たす必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自ら所有し、居住する木造住宅（一戸建て、併用住宅。延床面積の2分の1以上を居住の用に供するものに限る）であること ・昭和56年以前に建築されていること ・2階建て以下の、枠組壁工法及びプレハブ工法以外の木造住宅であること <p>※その他、一定の要件があります。</p>
制度内容	<p>耐震診断費用：全額補助 耐震改修：耐震診断の結果、耐震改修が必要とされた住宅の耐震工事費の3分の2（上限100万円）及び耐震設計費等の3分の2（上限15万円）を助成</p>
申し込み期間など	申し込み順で、平成22年度助成予定数は耐震診断が100戸、耐震改修が15戸です。
備考	助成の対象などには一定の要件があります。手続き、必要書類、その他要件の詳細などは担当部署にお問い合わせください。
担当部署と連絡先	まちづくり計画部 建築指導課 建築指導係 046-225-2431

平成22年6月4日時点の情報です。